北海道宗谷総合振興局告示第1041号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第27号に掲げる火光を利用する敷き網漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	備考
火光を利用する敷き 網漁業(いかなご)	宗谷総合振 展大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界か ら261度30分の線以北と最大高潮時海岸線上 枝幸郡と紋別郡との界から43度30分の線以北 の海域のうち、共同漁業権漁場区域を除いた海 域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内 の海域に限る。	毎年、4月20日から7月 31日まで	ー (許可又は起業の認可を 受けている船舶の数:60 隻)	総トン数20トン未満	宗谷総合振興局管内 (天塩郡幌延町を除 く。)に住所を有する者	
	宗谷総合振 興局管内共 同漁業権漁 場区域 場区域 最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界か 6261度30分の線以北と最大高潮時海岸線上 枝幸郡と紋別郡との界から43度30分の線以北 の海域のうち、次の共同漁業権漁場区域 ア 宗海共第8号共同漁業権漁場区域 イ 宗海共第10号共同漁業権漁場区域 エ 宗海共第11号共同漁業権漁場区域 オ 宗海共第13号共同漁業権漁場区域 オ 宗海共第13号共同漁業権漁場区域 カ 宗海共第49号共同漁業権漁場区域 キ 上記以外の共同漁業権漁場区域					
火光を利用する敷き 網漁業(やりいか)	宗海共第8号及び第49号共同漁業権漁場区域 	同 上	ー (許可又は起業の認可を 受けている船舶の数:5 隻)	同上	同 上	
同上	宗海共第9号及び第49号共同漁業権漁場区域	同 上	- (許可又は起業の認可を 受けている船舶の数:10 隻)	同 上	同 上	
同上	宗海共第10号及び第49号共同漁業権漁場区域	同 上	- (許可又は起業の認可を 受けている船舶の数:17 隻)	同 上	同 上	
同上	宗海共第11号及び第49号共同漁業権漁場区域	同 上	- (許可又は起業の認可を 受けている船舶の数:1 隻)	同 上	同 上	
同上	宗海共第13号及び第49号共同漁業権漁場区域	同 上	ー (許可又は起業の認可を 受けている船舶の数:3 隻)	同上	同 上	
同 上	宗海共第49号共同漁業権漁場区域	同上	ー (許可又は起業の認可を 受けている船舶の数:1 隻)	同 上	同上	